○中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成五年十二月二十七日

規則第五十七号

改正　平成七年九月二九日規則第四五号

平成九年一二月二六日規則第五三号

平成一〇年六月一九日規則第二七号

平成一〇年九月三〇日規則第四二号

平成一一年三月二三日規則第八号

平成一二年六月三〇日規則第四五号

平成一三年九月二八日規則第三五号

平成一四年九月三〇日規則第三四号

平成一七年三月三一日規則第七号

平成一八年三月三一日規則第二四号

平成一八年九月二九日規則第六〇号

平成一九年三月三〇日規則第一六号

平成一九年九月二八日規則第六五号

平成二六年七月一日規則第二七号

平成二八年三月三一日規則第七号

令和三年九月三〇日規則第六一号

令和四年九月一二日規則第四〇号

令和四年一〇月一四日規則第四六号

中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

（題名改正〔平成一八年規則二四号〕）

（趣旨）

第一条　この規則は、中央区子どもの医療費の助成に関する条例（平成五年九月中央区条例第二十七号。以下「条例」という。）第三条第一項第二号及び第二項第二号、第四条、第六条第一項並びに第十一条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成一八年規則二四号・一九年一六号・二六年二七号〕）

（用語）

第二条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によるほか、次に定め

るところによる。

一　乳幼児　六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

二　児童　六歳に達する日以後の最初の四月一日から十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

三　高校生等　乳幼児及び児童以外の子どもをいう。

（一部改正〔平成一九年規則一六号・令和四年四六号〕）

（社会保険各法）

第三条　条例第三条第一項第二号に規定する区規則で定める法令は、次のとおりとする。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

四　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

五　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（一部改正〔平成九年規則五三号〕）

（施設）

第四条　条例第三条第二項第二号に規定する区規則で定める施設は、条例第五条に規定する子どもに係る国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除く。）とする。ただし、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の法令による措置によらずに当該施設に入所した場合（当該措置によらない入所に係る期間に限る。）においては、この限りでない。

（一部改正〔平成一〇年規則二七号・一一年八号・一八年六〇号〕）

（医療証の交付申請）

第五条　条例第四条の規定による申請は、別記第一号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一　子どもが国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類

二　子ども本人を保護者として申請する場合は、子どもが何人からも監護されていない旨の申立書

三　前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

２　区長は、条例第四条の規定により申請があった場合において、条例第三条に規定する対

象者と決定したときは、乳幼児に係る対象者にあっては別記第二号様式による医療証（以下「乳幼児医療証」という。）を、児童に係る対象者にあっては別記第二号の二様式による医療証（以下「子ども医療証」という。）を、高校生等に係る対象者にあっては別記第二号の三様式による医療証（以下「高校生等医療証」という。）を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは、別記第三号様式による通知書により通知する。

（一部改正〔平成七年規則四五号・一三年三五号・一九年一六号・令和四年四六号〕）

（医療証の有効期限）

第六条　乳幼児医療証、子ども医療証及び高校生等医療証の有効期限は、毎年九月三十日までとし、引き続き対象者に該当すると区長が認めるときは、十月一日に有効期限を更新する。ただし、当該年度において六歳に達する乳幼児にあっては六歳に達する日以後における最初の三月三十一日まで、当該年度において十五歳に達する児童にあっては十五歳に達する日以後における最初の三月三十一日まで、当該年度において十八歳に達する高校生等にあっては十八歳に達する日以後における最初の三月三十一日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する六歳に達する乳幼児に係る乳幼児医療証の有効期限後も引き続き対象者に該当すると区長が認めるときは六歳に達する日後の最初の四月一日に、同項ただし書に規定する十五歳に達する児童に係る子ども医療証の有効期限後も引き続き対象者に該当すると区長が認めるときは十五歳に達する日後の最初の四月一日に、当該有効期限後の最初の九月三十日を有効期限とする子ども医療証又は高校生等医療証に更新するものとする。

（全部改正〔平成七年規則四五号〕、一部改正〔平成一〇年規則四二号・一二年四五号・一三年三五号・一九年一六号・令和四年四六号〕）

（医療証の返還）

第七条　受給者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証（乳幼児医療証、子ども医療証又は高校生等医療証をいう。以下同じ。）を区長に返還しなければならない。

（一部改正〔平成一九年規則一六号・令和四年四六号〕）

（医療証の再交付）

第八条　受給者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、別記第四号様式による申請書により区長に医療証の再交付を申請することができる。

２　医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えて行わなければならない。

３　受給者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速や

かに発見した医療証を区長に返還しなければならない。

（一部改正〔平成一九年規則一六号〕）

（償還払により助成する費用）

第八条の二　条例第六条第一項ただし書の区規則で定める療養に要した費用は、子どもが病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合における当該入院時食事療養に要した費用とし、その額は、国民健康保険法及び社会保険各法に規定する標準負担額に相当する額とする。

（追加〔平成一二年規則四五号〕、一部改正〔平成一四年規則三四号・一九年一六号〕）

（助成の方法の特例）

第九条　条例第六条第二項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一　国民健康保険法又は社会保険各法により子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

二　前号に定める場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（一部改正〔平成一二年規則四五号・一九年一六号〕）

（償還払による助成の申請）

第十条　条例第六条第一項ただし書又は同条第二項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする受給者は、別記第五号様式による申請書により区長に申請しなければならない。

２　条例第六条第二項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする受給者は、前項に規定する申請書に療養費若しくは家族療養費の支給を証する書類又は当該保険診療の費用を証する書類を添付しなければならない。ただし、区が国民健康保険法による保険者として子どもに係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

（追加〔平成一二年規則四五号〕、一部改正〔平成一九年規則一六号〕）

（償還払による医療費の支給決定）

第十一条　区長は、前条第一項の規定による申請又は同条第二項に規定する申請があった場合において、医療費を助成することと決定したときは別記第六号様式による通知書により、医療費を助成しないことと決定したときは別記第七号様式による通知書により通知する。

（全部改正〔平成一九年規則一六号〕、一部改正〔平成二六年規則二七号〕）

（申請事項変更等の届出）

第十二条　条例第七条第一項の規定による届出は、別記第八号様式による変更（消滅）届に医療証を添えて行わなければならない。

２　条例第七条第二項本文の規定による届出は、別記第九号様式による傷病届により行わなければならない。

（一部改正〔平成一八年規則二四号・一九年一六号・二六年二七号〕）

（受給資格消滅の通知）

第十三条　区長は、受給者が条例第三条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたときは、別記第十号様式による通知書により当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合及び子どもが十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した場合は、この限りでない。

（一部改正〔平成一八年規則二四号・一九年一六号・二六年二七号・令和四年四〇号・四六号〕）

（損害賠償の請求権の譲渡）

第十四条　条例第九条第一項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、別記第十一号様式による申出書を区長に提出することにより行わなければならない。

２　条例第九条第二項の規定による通知は、別記第十二号様式による通知書により行わなければならない。

（追加〔平成二六年規則二七号〕）

（公簿等の確認）

第十五条　区長は、条例及びこの規則の施行のため必要と認めるときは、必要な公簿等を確認することができる。

（一部改正〔平成一八年規則二四号・二六年二七号〕）

附　則

この規則は、平成六年一月一日から施行する。

附　則（平成七年九月二九日規則第四五号）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附　則（平成九年一二月二六日規則第五三号）

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

附　則（平成一〇年六月一九日規則第二七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年九月三〇日規則第四二号）

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附　則（平成一一年三月二三日規則第八号）抄

1　この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年六月三〇日規則第四五号）

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附　則（平成一三年九月二八日規則第三五号）

1　この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

2　この規則による改正前の中央区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第五条第二項の規定により交付された医療証で、この規則の施行の日の前日において効力を有するものの有効期限は、旧規則第六条ただし書の規定にかかわらず、同日までとする。

附　則（平成一四年九月三〇日規則第三四号）

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月三一日規則第七号）

1　この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2　（前略）第二十三条による改正前の中央区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（中略）の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附　則（平成一八年三月三一日規則第二四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年九月二九日規則第六〇号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附　則（平成一九年三月三〇日規則第一六号）

1　この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

2　平成十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間になされた医療証の交付に係る申請その他の手続は、この規則による改正後の中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附　則（平成一九年九月二八日規則第六五号）

この規則中第一条の規定は平成十九年十月一日から（中略）施行する。

附　則（平成二六年七月一日規則第二七号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則及び中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附　則（平成二八年三月三一日規則第七号）

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区情報公開条例施行規則、中央区個人情報の保護に関する条例施行規則、中央区職員の期末手当に関する規則、中央区職員の退職手当に関する条例施行規則、中央区分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則、中央区認可地縁団体印鑑規則、中央区立中央会館条例施行規則、中央区立日本橋公会堂条例施行規則、中央区立区民館条例施行規則、中央区立浜町集会施設の管理運営に関する条例施行規則、中央区立セレモニーホール条例施行規則、中央区立保養所条例施行規則、中央区立区民健康村条例施行規則、中央区立温浴プラザ条例施行規則、中央区立女性センター条例施行規則、中央区立産業会館条例施行規則、中央区立ハイテクセンター条例施行規則、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則、生活保護法施行細則、支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、中央区立福祉センター条例施行規則、中央区立子ども家庭支援センター条例施行規則、中央区立児童館条例施行規則、中央区立シニアセンター条例施行規則、中央区立敬老館条例施行規則、中央区立特別養護老人ホーム条例施行規則、中央区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則、中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例施行規則、中央区児童育成手当条例施行規則、中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、中央区心身障害者福祉手当条例施行規則、中央区難病患者福祉手当条例施行規則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則、中央区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、中央区おとしより介護応援手当条例施行規則、中央区後期高齢者医療に関する条例施行規則、中央区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、中央区結核・精神医療給付金の支給に関する規則、中央区プールに関する条例施行規則、中央区興行場法施行条例施行規則、中央区旅館業法施行条例施行規則、中央区公衆浴場法施行条例施行規則、中央区化製場等に関する法律施行条例施行規則、温泉法施行細則、水道法施行細則、中央区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、食品衛生法施行細則、食鳥処理の事

業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則、母子保健法施行細則、中央区立環境情報センター条例施行規則、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則、中央区浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則、中央区公共溝渠管理条例施行細則、中央区営駐車場条例施行規則、中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則、都市計画法に基づく開発行為等の規制事務施行細則、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、中央区立総合スポーツセンターの管理運営に関する条例施行規則、中央区立運動場等の管理運営に関する条例施行規則及び中央区立月島スポーツプラザ条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附　則（令和三年九月三〇日規則第六一号）

1　この規則は、令和三年十月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附　則（令和四年九月一二日規則第四〇号）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一号様式から第二号の二様式までの改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附　則（令和四年一〇月一四日規則第四六号）

1　この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和五年二月一日から施行する。

2　前項ただし書に規定する日から同項本文に規定する日の前日までの間になされた医療証の交付に係る申請その他の手続は、この規則による改正後の中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

3　この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別記第1号様式(第5条関係)

乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請書

(宛先)中央区長

次のとおり医療証の交付を申請するとともに、審査のための所得状況、他制度医療費助成の状況等について公簿により確認することに同意します。

申請者(保護者)	住所	中央区 電話番号　(　　)		申請日 年　月　日
	氏名	(ふりがな)	子どもとの続柄	生年月日 年　月　日
保護者の加入年金		1　国民年金　2　厚生年金　3　共済年金　4　その他(　　)　5　未加入		

保護する子ども	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	医療証の種類	受給者番号
	(ふりがな)		年　月　日	乳幼児 子ども 高校生等	医療証資格取得年月日 年　月　日
	(ふりがな)		年　月　日	乳幼児 子ども 高校生等	医療証資格取得年月日 年　月　日
	(ふりがな)		年　月　日	乳幼児 子ども 高校生等	医療証資格取得年月日 年　月　日
	(ふりがな)		年　月　日	乳幼児 子ども 高校生等	医療証資格取得年月日 年　月　日

※　太線の中を記入してください。
　　加入医療保険証等を添付してください。

区処理欄	

第2号様式(第5条関係)

(表)

㊔ 医 療 証		
負担者番号		
受給者番号		
乳幼児	氏名	
	生年月日	年 月 日
保護者	住所	〒
	氏名	
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで

上記の者は、中央区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を中央区が助成するものであることを証明する。

中央区長

印

交付年月日	年 月 日

(裏)

ご　　注　　意

1　この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院、診療所、薬局等(以下「取扱病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に提出してください。

2　入院の場合は、入院時食事療養標準負担額をお支払いください。

　入院に係る高額療養費が支給されるときは、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証を病院、診療所、薬局等(以下「病院等」という。)の窓口に提出してください。

3　この証は、都内の取扱病院等で受診するときにお使いください。

　都外の病院等では使えません。

4　次の場合は、病院等で受診した領収書(診療明細の確認のできるもの)を添付して区の窓口に医療費の支給を申請してください。

　(1)　都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診した場合

　(2)　入院時食事療養標準負担額を支払った場合

5　受給者の資格がなくなったときは、この証を区の窓口にお返しください。

6　氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、区の窓口にこの証を添えて届け出てください。

7　交通事故など第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、区の窓口に届け出てください。

8　この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、区の窓口で再交付を受けてください。

9　偽りその他不正にこの証を使用したとき、又は7の届出をしなかったときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

　問合せ先

第2号の2様式（第5条関係）

（表）

<table>
<tr><td colspan="10">㋑　医　療　証</td></tr>
<tr><td colspan="2">負担者番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">受給者番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">児童</td><td>氏名</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="8">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保護者</td><td>住所</td><td colspan="8">〒</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">有効期間</td><td colspan="8">年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="10">上記の者は、中央区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を中央区が助成するものであることを証明する。

中央区長

印</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付年月日</td><td colspan="8">年　月　日</td></tr>
</table>

(裏)

ご　　注　　意

1　この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院、診療所、薬局等(以下「取扱病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に提出してください。

2　入院の場合は、入院時食事療養標準負担額をお支払いください。

　入院に係る高額療養費が支給されるときは、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証を病院、診療所、薬局等(以下「病院等」という。)の窓口に提出してください。

3　この証は、都内の取扱病院等で受診するときにお使いください。

　都外の病院等では使えません。

4　次の場合は、病院等で受診した領収書(診療明細の確認のできるもの)を添付して区の窓口に医療費の支給を申請してください。

　(1)　都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診した場合

　(2)　入院時食事療養標準負担額を支払った場合

5　受給者の資格がなくなったときは、この証を区の窓口にお返しください。

6　氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、区の窓口にこの証を添えて届け出てください。

7　交通事故など第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、区の窓口に届け出てください。

8　この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、区の窓口で再交付を受けてください。

9　偽りその他不正にこの証を使用したとき、又は7の届出をしなかったときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

　問合せ先

第2号の3様式(第5条関係)

(表)

㊒ 医 療 証		
負担者番号		
受給者番号		
高校生等	氏名	
	生年月日	年 月 日
保護者	住所	〒
	氏名	
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで

上記の者は、中央区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を中央区が助成するものであることを証明する。

中央区長

印

交付年月日	年 月 日

(裏)

ご　　注　　意

1　この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院、診療所、薬局等(以下「取扱病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に提出してください。

2　入院の場合は、入院時食事療養標準負担額をお支払いください。

　入院に係る高額療養費が支給されるときは、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証を病院、診療所、薬局等(以下「病院等」という。)の窓口に提出してください。

3　この証は、都内の取扱病院等で受診するときにお使いください。

　都外の病院等では使えません。

4　次の場合は、病院等で受診した領収書(診療明細の確認のできるもの)を添付して区の窓口に医療費の支給を申請してください。

　(1)　都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診した場合

　(2)　入院時食事療養標準負担額を支払った場合

5　受給者の資格がなくなったときは、この証を区の窓口にお返しください。

6　氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、区の窓口にこの証を添えて届け出てください。

7　交通事故など第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、区の窓口に届け出てください。

8　この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、区の窓口で再交付を受けてください。

9　偽りその他不正にこの証を使用したとき、又は7の届出をしなかったときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

　問合せ先

第3号様式(第5条関係)

乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請却下決定通知書

第　　号

年　月　日

様

中央区長　　印

年　月　日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由で子ども医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏　名

理　由

(審査請求及び取消訴訟)

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第8条関係)

乳幼児・子ども・高校生等医療証再交付申請書

(宛先)中央区長

年　月　日

住　所
氏　名

次の理由により、医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負担者番号									
受給者番号									
子ども	氏名								
	生年月日	年　月　日							

医療証交付年月日

年　月　日

申請理由

1　なくした　　2　破いた　　3　汚した　　4　その他

(具体的に書いてください。)

第5号様式(第10条関係)

子ども医療助成費支給申請書

負担者番号								
受給者番号								

子どもの氏名	(ふりがな)	生年月日	年　月　日
申請の種類	1　医科　2　歯科　3　調剤　4　補装具 5　その他(　　)		
入院・外来	1　入院　2　外来　3　入院と外来		
申請の理由	1　東京都外の医療機関だったため 2　医療証を持っていなかったため 3　当制度の対象外の医療機関だったため 4　入院時食事療養標準負担額を請求するため 5　補装具又は高額療養費の差額分を請求するため 6　その他(　　)		

支給額は、下記の口座に振り込んでください。

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	店	1　普通 2　当座	口座名義	(フリガナ)
	金融機関コード	支店コード	口座番号		

上記のとおり、子ども医療助成費の支給を申請します。

年　月　日

(宛先)中央区長

住所

氏名

電話

太線の枠内を記入してください。
加入医療保険証等を添付してください。

区処理欄

支給決定額	円(内入院時食事療養標準負担額　円)
備考	

第6号様式(第11条関係)

第　　号
年　月　日

様

中央区長　　印

子ども医療費支給決定通知書

申請のありました医療費助成金につきまして下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1　支給決定額　　円

2　支給方法　　口座振替による支払

年　月　日以降に振り込みます。

(審査請求及び取消訴訟)

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式(第11条関係)

第　　号
年　月　日

様

中央区長　　印

子ども医療助成費不支給決定通知書

申請のありました医療費助成金につきまして、下記の理由により支給できませんので通知します。

記

1　子どもの氏名

2　理　由

(審査請求及び取消訴訟)

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第８号様式（第１２条関係）

子ども医療費助成申請事項変更（消滅）届

医療証番号	負担者番号		
	受給者番号		
子どもの氏名	(フリガナ)	生年月日	
		年　月　日	

変更の場合	1.氏名変更　2.住所変更　3.保護者変更　4.保険変更　5.その他		
	1 氏名変更	(旧)	
		(新)	
	2 住所変更	(旧)	
		(新)	
	3 保護者変更	(旧)	
		(新)	
	4保険変更	保険者の種類	1.協会　2.組合　3.共済　4.国保　5.その他
		被保険者氏名	申請者との続柄
		被保険者証記号番号	記号
			番号
			枝番
		保険者名保険者所在地	番号
			名称
			〒　電話番号
		附加給付の有無	
	5 その他		
	変更年月日	年　月　日	
消滅の場合	消滅理由	1 他区(市町村)に転出 (転出先　)	
		2 生活保護受給	
		3 死亡	
		4 その他 (　)	
	消滅年月日	年　月　日	

上記のとおり、申請事項を変更／受給資格が消滅　しましたので届け出ます。

年　月　日

（宛先）中央区長

住　所

氏　名

電話番号

第９号様式（第１２条関係）

第三者行為による傷病届

<table>
<tr><td colspan="3">負担者番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>加入保険者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">受給者番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>保険者番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">子ども（被害者）の氏名</td><td colspan="8" rowspan="2">（　　年　　月　　日生）</td><td>被保険者氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>被保険者証
記号番号</td><td colspan="3">（枝番）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第三者
行　為
（事故）
の状況</td><td colspan="2">発生日時</td><td colspan="8"></td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">原因及び
被害の状況</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">第三者
（加害者）</td><td colspan="2">住　所</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　名</td><td colspan="7"></td><td>電話番号</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交通事故の場合</td><td rowspan="2">自賠責保険</td><td>保　険
会社名</td><td colspan="6"></td><td>電話番号</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意保険</td><td>保　険
会社名</td><td colspan="6"></td><td>電話番号</td><td colspan="4">（　　）</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="11"></td></tr>
</table>

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年　　月　　日

（宛先）中央区長

受給者（子どもの保護者）
- 住　所
- 氏　名
- 電話番号　　（　　）

第10号様式(第13条関係)

子ども医療費助成受給資格消滅通知書

第　　号
年　月　日

様

中央区長　　印

次のとおり、子ども医療費助成受給資格が、消滅しましたので通知します。

1　子どもの氏名

2　消滅した年月日　　年　月　日

3　消滅した理由

(審査請求及び取消訴訟)

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１１号様式（第１４条関係）

子ども医療費助成制度に係る債権譲渡申出書

年　　月　　日

（宛先）中央区長

受給者（子どもの保護者）
- 住　所
- 氏　名
- 電話番号　　（　　）

中央区子どもの医療費の助成に関する条例第９条第１項の規定により、第三者の行為に係る医療費について中央区から助成を受けた額の限度において、私が債務者（加害者）に対して有する下記の損害賠償請求権を中央区に譲渡します。

記

<table>
<tr><td rowspan="4">譲渡する債権</td><td colspan="2">子ども（被害者）の氏名</td><td colspan="4">（　　年　　月　　日生）</td></tr>
<tr><td colspan="2">債権額</td><td colspan="4">金　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">事　故
発生日時</td><td></td><td>事　故
発生場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">原因及び被害の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">債務者（加害者）</td><td colspan="2">住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　名</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交通事故の場合</td><td rowspan="2">自賠責保険</td><td>保　険
会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">任意保険</td><td>保　険
会社名</td><td></td><td>電話番号</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第１２号様式（第１４条関係）

債権譲渡通知書

年　　月　　日

様

譲渡人　住所

氏名　　㊞

私があなたに対して有する下記の債権を譲渡しましたので、通知します。

記

１　債権額　　金　　円

２　債権発生の原因である事実

３　譲渡日　　年　　月　　日

４　譲受人　　中央区

東京都中央区築地一丁目１番１号

備考１　必ず郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４８条第１項の規定による内容の証明を受けてください。

２　１行２６字以内、１枚２０行以内で作成してください。

別記第１号様式（第５条関係）

（一部改正〔平成26年規則27号・令和４年40号・46号〕）

第２号様式（第５条関係）

（一部改正〔平成26年規則27号・令和３年61号・４年40号〕）

第２号の２様式（第５条関係）

（一部改正〔平成26年規則27号・令和３年61号・４年40号〕）

第２号の３様式（第５条関係）

（追加〔令和４年規則46号〕）

第３号様式（第５条関係）

（一部改正〔平成26年規則27号・28年７号・令和４年46号〕）

第４号様式（第８条関係）

（一部改正〔平成26年規則27号・令和４年46号〕）

第５号様式（第10条関係）

（一部改正〔平成26年規則27号・令和３年61号〕）

第６号様式（第11条関係）

（一部改正〔平成26年規則27号・28年７号〕）

第７号様式（第11条関係）

（一部改正〔平成26年規則27号・28年７号〕）

第８号様式（第12条関係）

（全部改正〔令和３年規則61号〕）

第９号様式（第12条関係）

（追加〔平成26年規則27号〕、一部改正〔令和３年規則61号〕）

第10号様式（第13条関係）

（一部改正〔平成26年規則27号・28年７号〕）

第11号様式（第14条関係）

（追加〔平成26年規則27号〕、一部改正〔令和３年規則61号〕）

第12号様式（第14条関係）

（追加〔平成26年規則27号〕）